

## 平成26年第3回幸田町議会定例会会議録（第1号）

### 議事日程

平成26年9月9日（火曜日）午前9時06分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町長の所信表明
- 日程第5 報告第4号 財政健全化判断比率等について
- 日程第6 第42号議案 副町長の選任について
- 日程第7 第43号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
第44号議案 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 第45号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の制定について  
第46号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の制定について  
第47号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の制定について  
第48号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について  
第49号議案 幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について  
第50号議案 幸田町不燃物処理場の設置及び管理に関する条例の廃止について  
第51号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第3号）  
第52号議案 平成26年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）  
第53号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
第54号議案 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
第55号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
第56号議案 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算  
（第1号）  
第57号議案 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
第58号議案 平成26年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
認定第1号 平成25年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 平成25年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい  
て  
認定第4号 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
認定第5号 平成25年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決  
算認定について

認定第7号 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成25年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成25年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽弘君		

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大須賀一誠君	副町長 成瀬敦君
企画部長 大竹広行君	総務部長 小野浩史君
住民こども部長 桐戸博康君	健康福祉部長 鈴木司君
環境経済部長 清水宏君	建設部長 近藤学君
教育長 小野伸之君	教育部長 春日井輝彦君
消防長 山本正義君	消防次長兼 消防署長 壁谷弘志君
会計管理者兼 出納室長 牧野洋司君	監査委員 羽根淵保博君
監査委員 内田等君	

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本忠志君

---

○議長（大嶽弘君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第3回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、報告案件1件、人事案件3件、単行議案6件、平成26年度補正予算8件、並びに平成25年度決算認定9件、合わせて27件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の付託にこたえるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願い申し上げます。

9月に入りまして、秋の気配が色濃くなってきました。朝晩涼しさを感じるきょうこのごろであります。このところの天候は不順で不安定な日が続いております。季節の変わり目でもあり、皆様にはくれぐれも御自愛くださいませ。議会に望んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ここでお諮りします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク社が取材で議場内のカメラ撮影をされます。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 皆さん、おはようございます。

本日は、ここに平成26年第3回幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には公私とも大変御多用のところ、早朝より御出席いただき、大変ありがとうございます。

平素、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして何かと御指導・御高配を賜っており、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会に提案させていただきます議案は、報告案件1件、人事案件3件、単行議案6件、平成26年度補正予算8件、平成25年度決算認定9件、合わせて27件でございます。

特に、決算は平成25年度予算がどう活用されたか、1年間の行政運営の総括であり次年度以降の参考となる極めて重要なものばかりでございます。全議案とも慎重かつ円滑に御審議の上、可決・承認を賜りますよう、まずもってお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、9名の議員の皆様から御通告をいただいております。どなたの質問も今後の町政推進上、時宜を得た重要な質問ばかりでございます。真摯に受けとめまして誠意を持って対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

ここで2点ほど、御報告と御案内を申し上げます。

1点目でございますが、町営住宅にかかわる住宅明渡訴訟の件であります。建物明渡等請求訴訟の控訴審の判決が出されましたので、本日、配付させていただいたと思います。明け渡しに向けての判決が確定するか、さらに上告されるか不明ですが、情報が入り次第御連絡いたしますので、よろしくをお願いいたします。

2点目は、9月28日(日)に第11回こうた福祉・ボランティアまつりが中央公民館にて開催されます。ボランティアや福祉団体がふだん行っている活動を町民の皆さん

に御紹介されるボランティアまつりであります。議員の皆様方におかれましても、御参加をお願いいたします。

以上、開会に当たっての御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

本日、お手元のほうに町長所信表明及び町営住宅明渡請求控訴についての判決概要について配付をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成26年第3回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時06分

○議長（大嶽 弘君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者及び監査委員は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時06分

○議長（大嶽 弘君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を1番 中根秋男君、2番 杉浦あきら君の御両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日9月9日から10月6日までの28日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月9日から10月6日までの28日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程表のとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第 3

○議長（大嶽 弘君） 日程第 3、諸報告を行います。

例月出納検査 5 月分、6 月分の 2 件と定期監査 1 件であります。なお、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情などは、お手元に印刷配付のとおり陳情が 10 件であります。これは、会議規則第 9 2 条の規定により、陳情第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号、第 11 号は総務委員会に、陳情第 12 号は産業建設委員会に、陳情第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号は文教福祉委員会にそれぞれ付託します。

次に、常任委員会及び特別委員会の閉会中の活動状況は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

---

日程第 4

○議長（大嶽 弘君） 日程第 4、町長の所信表明を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 本日、ここに町長就任後、初めての議会定例会に当たり、御挨拶を申し上げるとともに、所信を述べ、施政の方針を明らかにし、議員の皆様方を始め、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

このたびの町長選挙におきましては、無投票当選をさせていただき、身に余る光栄であり、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

また、過去 4 年間、リーマンショック・トヨタショック・政権交代・長引く景気低迷など、極めて厳しい状況の中での町政運営に当たり、町民の皆様にご我慢をお願いしたこともありました。そんな中、多くの町民から賜った温かい御理解と御支援に対しましても、心から厚く御礼申し上げます。

私は、町政運営に携わる者の 1 人として、改めてその責任の重さを痛感しており、2 期目に際しましては、さらなる発展を目指し、一層の努力を傾ける所存でありますので、よろしく願いいたします。

さて、ことしは町村合併 60 周年と大きな節目の年であります。行財政環境の厳しい時代を乗り越え、職員の意識改革や行財政改革に取り組みながら、町民の皆様と話し合い、顔の見える行政、町民の皆様とともに歩む町政を推進し、飛躍する年にしたいと考えます。

そして、さらに一歩先の「幸せな町、幸田町」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

まず、1 つ目は、「安心安全な町」であります。

災害については、地震ハザードマップの作成や町の安全を見守る防犯カメラの設置を拡充し、防災体制をさらに充実させます。また、南海トラフ巨大地震などに備えた防災連携及び災害応援協定を結んだ市町との連携を強化し、大災害に備えます。

防犯については、相見駅前交番の設置を推進し、さらなる治安維持に務めます。

2つ目は、「健康に暮らす町」であります。

誰もが生き生きと健康に暮らせること。障がい者や高齢者だけでなく、御家庭で毎日の介護等で疲れている方々に目を向けたフォローを手厚くし、福祉医療制度の維持、地域のヘルスケア見守りサービスの支援の充実を図ります。

そして高齢者が健康で楽しく暮らせるように、高齢者の交流や居場所づくりを推進します。

また、幸田町で安心して出産ができる産婦人科病院の誘致や安心して管理を任せられる公営墓地建設計画も推進していきます。

3つ目は、「広域行政の推進」であります。

近隣の市との友好的な関係を保ちながら、持続可能なまちづくりを目指します。

また、長崎県島原市との姉妹都市の推進を検討してまいります。

4つ目は、「子どもたちが元気な町」であります。

子どもの育つ町、子どもの交流と居場所づくりに向けて、6小学校区に児童館の建設を推進します。また、母親の社会進出をサポートし、保育園に民間活力を導入しながら、安心して子育てができるような支援をしていきます。

5つ目は、「産業が活気づく町」であります。

遊休農地や休耕地の有効活用を行い、5・10の市で農業や商業の再起動を支援します。また、幸田駅、三ヶ根駅、相見駅、これら3駅と国道23号、248号などの地の利を生かして企業立地を行い、新産業の創成を推進します。

6つ目は、「都市基盤整備の推進」であります。

幸田駅と三ヶ根駅の修繕、橋上化の検討と周辺整備、及び相見駅の周辺整備を推進します。岩堀、六栗、深溝地区の土地区画整理も推進します。また、公共施設の長寿命化や改修に向けた総合管理計画の作成、こうた凧揚げまつりの会場でもある、菱池遊水地の利用計画を作成します。

7つ目は、「自然と共生、豊かな環境」であります。

豊かな自然環境を維持するため、循環型社会を目指します。また、里山、鎮守の森、ホタル、かわせみ、自然豊かな緑地などを保全し、快適で暮らしやすく、環境に優しいまちづくりを目指します。

8つ目は、「文化の香りただよう町」であります。

今日まで先人から受け継いだ貴重な文化財を大切に守りながら管理保存を行い、学術、文化、芸術、郷土歴史館などの複合施設の建設を推進します。また、茶華道室の建設を検討します。

9つ目は、「行政改革と住民サービス向上」であります。

各種委員会などにおいて、女性の登用を積極的に行います。

幸田町障害者地域活動支援センター「つどいの家」の指定管理者制度を検討します。また、教育会館、相談窓口支援センターの開設を検討します。そして、町立体育館の建設を推進します。

以上、これらの取り組みを実現するため、国や県はもとより隣接する市とも連携を密

にしながら、持続可能な町政運営を進めてまいります。

幸田町は、愛すべきすばらしい町です。町民の皆様とともに、「幸せな町、幸田町」の実現に向けて、きのうをきょうに、きょうを明日へ着実につなげていくため、気持ちを新たに全力で当たる所存であります。議員各位を始め、町民の皆様にご理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 町長の所信表明は終わりました。

日程第5、報告第4号 財政健全化判断比率等について報告を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第4号でございます。財政健全化判断比率等について御説明申し上げます。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、監査委員の意見を付して報告させていただくものであります。

2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の健全化判断比率の4つの指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては黒字となりましたので、数値は計上されませんでした。

次に、実質公債費率は過去3年間の平均値であり、本年度は8.5%で前年度比0.9%の減となり早期健全化基準の25%を下回っています。

将来負担比率については、将来、負担額以上に積立基金等の充当可能財源がありますので、昨年同様、数値は計上されませんでした。

また、2の公営企業の資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の3会計全てにおいて黒字となり、数値が計上されませんでした。

この健全化判断比率の4つの指標のうち、数値が1つでも基準を上回りますと、早期健全化計画等の作成が義務づけられますが、本町は全て基準値以下であります。なお、各比率の明細につきましては、議案関係資料1ページから4ページをごらんいただきたいと思います。

以上、報告させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時43分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

日程第6

○議長（大嶽 弘君） 日程第6、第42号議案 副町長の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定を準用して、副町長の退席を求めます。

〔副町長 成瀬 敦君 退場〕

○議長（大嶽 弘君） 朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書の5ページから6ページをお開きいただきたいと存じます。

第42号議案、副町長の選任についてでございます。

提案理由といたしましては、幸田町副町長を選任する必要があるからであります。

6ページをお開きいただきたいと存じます。

現在、副町長であります成瀬 敦、幸田町大字菱池字縄手下52番地1、昭和31年12月2日生まれ、57歳を選任し、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。任期につきましては平成26年9月10日から4年間でございます。

成瀬 敦氏につきましては、昭和55年に幸田町職員として奉職し、総務企画部門に長く勤務し、平成9年総務部総務防災課長を歴任されまして、平成22年9月副町長に選任され、今日まで私の補佐役として町政運営の推進に努力してくれました。この実績をもとに最適任者であると考えて再度選任同意をお願いするものでございます。

議案関係資料は5ページから7ページでございますので、御参照ください。よろしくお願いたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の町長の提案説明でいきますと、町政運営に努力をされてきたと、その努力の内容を含めて適任者であるから再任をしないと、こういう内容ですよね、まとめて言えば。そうしますと、何を言ってそれを言うのか、何を言ってそれが適任者なのかということですよ。言ってみれば、適任者はみんな幸田町の職員全部適任者です。言い方が悪いけど、十把一からげの提案説明で蛇によって現副町長の成瀬敦氏を再任をしないと。これじゃあ説明にならないです。もっと言うならば、地方公務員法35条は何と書いてある。職員の職務専念義務とある。職員は全力を挙げて職務に専念をしなければならぬと、こういう規定がある中で、職員としてその日々の職務を遂行していると

いう点からいけば、適任者であって当たり前ですよ。適任者でなければ罷免すればいい、処分すればいい。ですから、ナンバー2たる副町長としてこの人がなぜ適任かという点からいくと、いや努力してもらってきたわと、それほど軽いものかと。もっと副町長は俺の右腕だか左腕だか知らんけどね、こういう形で4年間頑張ってきたと、だから引き続き再任をしていただきたい、こういうのが提案の趣旨である。私はそう理解するわけでありませう。そうしたときに、じゃあ4年間何をやってきたのか、どういうことが適任者として頑張ってきたのかということが問われてくるわけですが、その入り口の段階でもう何もあらへんわけだ。適任者はだからって、お説のとおりでしょう、そりゃあ、私はそうは思わないけれども。思わないけれども、提案者が適任者だと言われれば、じゃあなぜかというものがきちっと理由づけされて、議員だけじゃなくて町民にすべからく、内容のよしあしはともかくとして適任者としてこういう仕事を4年間やってこられたと、だから私は再任をしたいというのが大義名分としてでも出てこないとかかんわけですよ。全く聞こえんじゃない、どうですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 人それぞれ見方は違うというふうに思っておりますけれども、私はこの4年間、副町長を選任して、彼のひたむきな努力というものを目の当たりにして現在があるわけでありませう。私自身がこうして立ってられるのも彼の力がある、そういう気持ちで今回は選任同意を再度お願いしたわけがございます。何がどうだということではないわけでありませう、それは職員も知っておりますし、議員の皆さんも彼の今までの誠実な動きについては知ってる方ばかりだというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ということは、結局、あなた自身が何で副町長たる成瀬氏を再任しなきゃならんのかという確たるものを持ってないわけですよ。確たるものを持ってないから一般的な問題として一生懸命努力してこられたと、ひたむきな姿を目の当たりにしてきたからやりますよということだったら何もならへんわけだ。提案する側として当たり前ですよ、当たり前なことだ。だから、私は率直に申し上げるけれども、副町長としての存在感、存在価値というのは全く見えてこない。見えてこない割りに裏でござござござそそしてるわけだ。

定義的な例は事業仕分け。3年間にわたって事業仕分けをやってこられた。その中心メンバーが滋賀大学のイイという教授。その方とはじっこの仲という形で、イイ教授を幸田町の仕分人として選任をし呼び込んできたと、こういう中でどういうことをやってこられたのか。その事業仕分けの中でイイ教授が、シルバー人材センターはやることによって幸田町の庭木屋さんが減っちゃったんじゃないかと、人間を圧迫してるのがシルバーじゃないかと。その一方で、幸田町に何軒かの歯医者がある。歯医者の中にいい悪いはある。あるからホームページや広報で知らせようよと。さらに、福祉は金もうけだと、民間がやらなかったものを公共がやるなら金取れよと、こういう仕分けを推進してきたイイ教授とじっこの仲で幸田町にその仕分人として呼び込んできた。彼の果たしてきた役割というのは極めて大きいわけですよ。それをあなたがまさにそういう活動を目の当たりにして、これはもう一回、使い勝手がいいと、またもっと頑張る

もらわないとあかん、あなたが言わないから私が勝手にこう言ってるわけですよ。あなたがそんなことはない、彼はこういうふうにしてこれほど素晴らしい人間だから、さらに4年間副町長として選任をしたいということと言わないから、私が勝手に私の思いを言ってるわけです。思いを言ってるということは、それだけの副町長として存在感や存在価値がないからこういうものが生まれてくる。だから、私は何遍も言ってるけど、なぜ選任をしたいということで同意を求めるのか、同意を求める内容は何なのかということをお尋ねしてるわけ。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどから申し上げておるようで、私自身、今滋賀大の話をされたわけですがけれども、今回、私のマニフェストとして前回4年間で事業仕分けを掲げたわけでありまして、滋賀大だけじゃないわけでありまして、一応は町としての新たな事業仕分けの陣容は整えながらやってきたといういろいろあるわけでありまして。その都度いろんな方に出ていただくということでの彼自身の骨折りはあったかと思えますけれども、彼の存在感がないという話でありますけど、そんなことはないわけでありまして。議員の皆さんは十分に承知しておられるというふうに思っております。いろんな部分で彼の力は大いに発揮していただいて、幸田町のために一生懸命頑張ろうというその意欲を見ていただけないのはちょっと残念でありますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結果的には、私が申し上げてる内容をあなた自身が全く理解をしておらんということなんですよね。今、あなたが言われたように大いに力を発揮してくれと、存在感そんなことはないわと、だからそんなことはないという言葉は私にあなたに求めているのではない。そういうことを言われるなら、じゃあ彼の持つ存在意義や存在感はこういうものなんだ、この4年間こういう形で頑張ってきたんだよということになるんですけどね。それが見えてこない、あなたの口からは何も聞こえてこなくて、職員の支配をするために自分の周りにごくごく限られた1人、2人、指で数えると3人だ。3人をびらっと自分のところにはべらして、みんな、は、はあってねやっておる。それが実態でしょ。あなた自身もよくそれを、まあそこまで言われちゃうとまずいな、そやけどうんとは言わんよと、それは当たり前だ。それほど三階のある一角の中だけで行財政運営が進められている。その中心的なメンバーが副町長である、まさにそういう面での存在感。それは先ほど申し上げたように地公法35条で職務に専念する義務はそんなことは書いてへんわけだ。職務に専念する義務その範疇は何かとは、地方自治法で定めるところの住民の福祉と安全そういうものを中心的に仕事をしなさいよという、そういう使命が課せられている公務員に対しての職務に専念をする、その中心的なメンバーが副町長だと。けども、この4年間私が見てきた限りでいけば、副町長の存在感というのは申し上げたとおりだ。それに対してあなたがもうちょっと、それはちょっと違うじゃないかと、いやこういうことがあるんだと、こういうことをやってきたんだというものが語られないわけだ、あなたの口から。だから、私はそれを語っていただきたいということをお尋ねしてる。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） いろいろ申し上げてるわけでありましてけれども、存在感という、それからもう一つは三階がどうのこうのとおっしゃったんですけど、私、職員は町民に対して奉仕をしろということで今回の就任式の挨拶でも言っております。どこの部署がそういうことをしてるというのじゃなくて、全体の職員がみんな町民に対して奉仕しようという気持ちになってるというふうに思っております。

副町長の存在感ということでありましてけれども、特に彼はコーディネーターといいますか、いろんな意味で連絡調整それから人とのつながり、そういうものによって幸田町がさらに発展するように、いろんな部署でいろんなところで力を出してくれております。伊藤議員にはそれが見えないというのがちょっと残念でありますけれども、その辺をよく見ていただければ、私が申し上げた選任同意に御理解いただけるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。  
ここで、途中でありますが10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時57分

---

再開 午前10時07分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。  
第42号議案の質疑を継続します。  
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） これをもって、第42号議案の質疑を打ち切ります。  
質疑を終結いたします。  
ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。  
ただいま議題となっております第42号議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。  
よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。  
これより、ただいま議題となっております議案について討論に入ります。  
まず、原案反対の方の発言を許します。  
反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。  
次に、原案賛成の方の発言を許します。  
賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。  
これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第42号議案 副町長の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第42号議案は、原案どおり同意されました。

ここで、副町長の入室を求めます。

〔副町長 成瀬 敦君 入室〕

○議長（大嶽 弘君） ここで、選任同意されました副町長より御挨拶をいただきます。副町長。

〔副町長 成瀬 敦君 登壇〕

○副町長（成瀬 敦君） ただいま、選任同意の議案につきまして御承認いただきましたこと感謝申し上げます。大変光栄でございます。微力ではありますが、幸田町長の目指します「幸せな町、幸田町」の実現のための政策、これに向けて全力を尽くしてまいり所存でございますので、よろしく願い申し上げます。本当にありがとうございます。

くしくも、ことしは合併の60周年記念の年でございます。まだまだ記念事業がこれから展開されるわけでございますので、これも全力を尽くして無事に思い出多き年にしていきたいと思っております。

また、第6次の総合計画策定ということで、これから皆様方の意見をお聞きして、基本構想・基本計画を策定してまいります、長期の計画でございます。これも皆様方の町民の夢が実現できるような形で私なりの調整役として頑張りたいと思っております。

大須賀町政が2期目でございますけれども、1期目に大変たくさんの方のことを学ばさせていただきました。まずは先ほどお話にもありましたように、事業仕分けを3年間行ったというものでございます。これは大変財政が厳しい中、事業を一つ一つ見直しまして、それぞれ地域の代表者そして行政も説明責任を持ちながら、共同で当事者意識を持って、今の事業が適切かどうかを判断していくということのその手法について大変学ぶことが多くありました。

そして、2点目でございます。すぐ東北の東日本大震災がありまして、未曾有の災害でございました。これに対応しまして本町ももしあったときに、やはり連携して災害応援協定を結ぶ必要があるということで、1市3町と県外でありますけれども災害応援協定を結ぶことによって、これから助け合っていくということの必要性を十分肌で感じることができました。県内におきましても、9市1町の近隣市町との防災協定も結ぶことができました。これは、大変これからの今後の単独で町として存続していくためにも必要なことであるということでまとめさせていただきました。

3点目につきましては、25年の5月に行いました総合窓口ワンストップサービスで

ございます。役所の庁舎も誰でも不特定多数の方がたくさん集まる庁舎ではございますけれども、それぞれ窓口に来てお声をお掛けして漏れなく住民の手続がアットホームにできるような形、こういった形も職員一同でこれからの町民を受け入れていくための施策として十分勉強になった手法であると思っております。先ほど町長から所信表明もございましたように、今後におきましても幸田町は平成24年3月17日の相見駅の開業以来、周辺の相見駅の区画整理事業を初めとして大変発展を進めております。基盤整備ということで、中央も南部も西部もそれぞれ区画整理を実施しながら、これから発展するための先行投資をしているところでございます。その基盤の上にこれから利便性のあるものはどのようなものがあるかということにおいて、町長の所信表明の中に掲げられておることを一つ一つ生かしていきたいと、そういった中での自分の調整役、町長を補佐していく役割があるかと思っております。近隣の市とも斎場だとかごみ処理だとか消防の共同運用だとかさまざまな問題がこれから生じますけれども、それぞれの市の担当者の方々等々と話し合いを進めながら、スムーズにこういった相互連携事業ができるような形で今後も努めていきたいと思っております。住民の声、議会の声、議会の声は住民の声であります、私どもはそういった声をすぐに反応できるような形で、職員として私も当然意識的な改革をこれから行いまして、今まで以上に不得手な点もございませけれども、頑張って大須賀町政を支えていくということにおいて尽力を進めてまいりたいと思っております。今後におきましても皆様方の御支援、御指導を賜りまして、また新しい4年間をよろしく願いましてまいりたいと思っております。

本日はまことにありがとうございました。簡単ではございますけれども、御挨拶にかえさせていただきます。

○議長（大嶽 弘君） ありがとうございます。

---

日程第7

○議長（大嶽 弘君） 日程第7、第43号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、第44号議案 教育委員会委員の任命について、以上の2件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

第43号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

斎藤哲彦委員が平成26年12月31日で任期満了に伴い、その後任の委員を選任する必要があるためでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。存じます。

鈴木忠男氏、幸田町大字永野字中道10番地、昭和24年12月6日生まれ64歳を、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。任期は平成27年1月1日から3年間でございます。鈴木氏につきましては、昭和47年に幸田町役場に入庁され、税務課長、消防次長などを歴任後、消防本部の参事を経て退職し、

現在は永野区長として地域の自治に貢献されておられます。税務に関する経験も豊富で、これまで公務で養われた経験を生かし公正中立な判断ができる方であるとともに、幅広い知識は納税者としての固定資産評価への信頼を確保する視点において適任者でございます。

議案関係書類につきましては8ページから10ページをごらんいただきたいと存じます。

次に、9ページをお願いいたします。

第44号議案 教育委員会委員の任命についてであります。

谷川章義委員が平成26年9月30日で任期満了となるため、その後任の委員として川口江美子氏を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。任期は平成26年10月1日から4年間であります。

10ページをごらんいただきたいと存じます。

川口江美子氏は幸田町大字大草字下羽根55番地、昭和23年12月17日生まれの65歳であります。川口氏につきましては、大学卒業後、蒲郡市役所に保育士として入庁され、長らく保育園で保育現場に携わった後、児童課保育指導補佐、児童課主幹、児童課長を歴任されました。これまでの経験を生かし幼児教育から学校教育との連携にも精通され、本町の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただけの方として適任者であります。

議案関係書類につきましては、11ページから13ページでございます。

以上2件について、提案理由の説明をさせていただきました。御審議の上、可決承認、御同意賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分位内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくをお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに第43号議案の質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、第43号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第44号議案の質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 質疑ないようです。以上で、第44号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております第43号議案、第44号議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております2議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第43号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第43号議案は、原案どおり同意されました。

次に、第44号議案 教育委員会委員の任命についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第44号議案は、原案どおり同意されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時24分

○議長(大嶽 弘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程第8

日程第8、第45号議案から認定議案第9号までの23件を一括議題といたします。  
朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、まず単行議案、第45号から第50号議案までの6件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書11ページをお願いいたします。

第45号議案 幸田町特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、必要があるからでございます。

議案書の12ページをごらんいただきたいと存じます。

制定の主な概要につきましては、子ども・子育て支援法上、市町村の長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する認定こども園、幼稚園及び保育所であります特定教育・保育施設並びに同法上、市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業であります。特定地域型保育事業の運営に関する基準につきまして、国が定める平成26年内閣府令第39号、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準で規定する基準に従い、または当該基準を標準として、もしくは参酌して定めるものでございます。

主な内容といたしましては、第2章に規定する特定教育・保育施設の運営に関する基準として、第1節にて利用定員に関する基準を、第2節にて運営に関する基準として、利用の申し込みに対する提供拒否の禁止、市町村によるあっせん、調整、利用者負担額等の受領、特定教育・保育の取り扱い方針、利用定員の遵守等を第3節にて、現在の私的契約児に相当いたします特例施設型給付費に関する基準を定め、第3章に規定する特定地域型保育事業の運営に関する基準としては、第1節として利用定員に関する基準を、第2節にて運営に関する基準として利用の申し込みに対する提供拒否の禁止、市町村によるあっせん、調整、特定教育・保育施設等との連携、利用者負担額の受領、特定地域型保育の取り扱い方針、運営規定、利用定員の遵守等を第3節にて特例地域型保育給付費に関する基準を定めるものであります。

施行期日につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日であります。

議案関係資料につきましては14ページでありますので、御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、第46号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

議案書31ページをお開きいただきたいと存じます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書32ページをごらんいただきたいと存じます。

制定の主な概要につきましては、3歳未満児を対象とする家庭的保育事業等として家

庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準について、国が定める平成26年厚生労働省令第61号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準で規定する基準に従い、または当該基準を標準とし、もしくは参酌して定めるものであります。

主な内容としたしましては、特定地域型保育事業であります家庭的保育事業等に共通する基準、各事業における設備の基準、職員、保育時間、利用定員等について定めるものであります。

施行期日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日でございます。

議案関係資料は15ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、第47号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

議案書49ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由としたしましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

次に、議案書50ページをお開きいただきたいと思います。

制定の主な概要につきましては、第2種社会福祉事業として行われる放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、国が定める平成26年厚生省令、厚生労働省令第63号、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で規定する基準に従い、または当該基準を標準とし、もしくは参酌して定めるものであります。

主な内容としたしましては、放課後児童健全育成事業における設備の基準、放課後児童支援員とされる指導者の資格、1支援単位における児童の数、開所時間及び日数等について定めるものであります。

施行期日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日でございます。

議案関係資料につきましては16ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の55ページをお願いいたします。

第48号議案 幸田町母子家庭医療費の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律及び次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

56ページをお願いいたします。

改正の主な概要につきましては、引用して法律名が改正されたことによる第2条第

1 項第 1 号で母子及び寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改め、第 2 項第 4 号において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国等の自立の支援に関する法律を、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改めるものであります。また、第 2 条第 1 項第 2 号では父子家庭の父について条例で規定していましたが、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、法に父子家庭の父の定義に関する規定が追加されたため、その規定を引用するため改めるものでございます。なお、他の条項におきましては、字句の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

議案関係資料は 17 ページから 20 ページでございますので、御参照いただきたいと思ひます。

続きまして、議案書 57 ページをお願いいたします。

第 49 号議案 幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。58 ページをごらんいただきます。

改正の主な概要につきましては、引用している法律名が改正されたことにより、第 4 条第 1 項第 2 号で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律を、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に定めるものであります。なお、他の条項において、字句の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

議案関係資料は 21 ページから 23 ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、59 ページでございます。

第 50 号議案 幸田町不燃物処理場の設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。

提案理由は、不燃物処理場を廃止したことに伴い、必要があるからでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

議案関係資料は 24 ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係をごらんいただきたいと存じます。

まず、第 51 号議案でございます。平成 26 年度幸田町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、補正予算書の 1 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、第 1 条 歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ 5 億 8,747 万 3,000 円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ 137 億 1,047 万 3,000 円とするものでございます。

それでは、まず歳入の主なものから説明をさせていただきますと存じます。補正予算

の説明書 8 ページからお願いをいたします。

10 款町税につきましては、個人町民税、所得割におきまして、個人所得の増加により 6,000 万円を追加し、法人町民税、法人税割におきましては、業績の大幅な好転により 7 億 5,000 万円を追加し、過年分におきましては、修正申告による 1,600 万円を追加するものであります。

また、固定資産税につきましては、賦課決定に基づく精算をするものであります。

次に、55 款の国庫支出金につきましては社会保障税番号制、いわゆるマイナンバー制度に関してシステム整備費補助金として、総務省分と厚生労働省分の新規計上と保育緊急確保事業費補助金、社会資本整備総合交付金を追加するものであります。

次に、60 款県支出金につきましては、子育て支援対策基金事業費補助金からの組みかえとして、国庫支出金と合わせ保育緊急確保事業費補助金の新規計上と農地・水・環境保全向上活動推進事業補助金を追加するものであります。

次に、10 ページをごらんいただきたいと存じます。

70 款寄附金につきましては、文化振興事業に対する社会教育費寄附金を新規計上するものであります。

次に、75 款繰入金につきましては、今後の教育関連施設の整備に備え、教育施設整備基金の取り崩しをやめ、土地取得特別会計からの繰入金の追加、財政調整基金からの繰入金の減額で全体の調整をするものであります。

次に、80 款繰越金につきましては、予算現額に対し 4 億 3,972 万 9,000 円の超過となりましたので、その金額を追加するものであります。

次に、85 款の諸収入につきましては、財団法人自治総合センターコミュニティ助成金を新規計上するものであります。

続きまして、歳出でございます。

12 ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、10 款議会費につきましては、議会関係設備整備工事費を追加するものであります。

次に、15 款総務費につきましては、総務管理費におきまして、職員研修事業で旅費及び負担金、企画一般事業で旅費の追加、電算運営事業で社会保障・税番号制度の導入に伴う中間サーバー負担金を新規計上するものであります。

また、町税費におきましては、税務課の非常勤職員の賃金、町税還付金を追加するものであります。

14 ページを次にごらんいただきたいと存じます。

20 款民生費につきましては、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金を追加するものであります。

次に、25 款衛生費につきましては、清掃費におきまして、不燃物処理場の解体撤去工事費を新規計上するものであります。

次に、35 款農林水産業費につきましては、農業費におきまして、逆川農村センター外壁防水補修工事負担金を新規計上するものであります。

また、農地費におきましては、農用地確認システムの開発委託料を追加するとともに、

農業集落排水事業特別会計繰出金を減額するものであります。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。

45款土木費につきましては、道路橋梁費におきまして、生活道路等整備工事費、交通安全施設整備事業工事費を追加するものであります。

また、河川費におきましては、河川改修事業工事費を追加するものであります。

都市計画費におきましては、下水道事業特別会計へ繰出金を減額し、住宅費におきましては、町営横落住宅外壁等改善工事を追加するものであります。

次に、50款消防費につきましては、消防団に対する機械器具購入等を追加するものでございます。

次に、18ページをごらんいただきたいと存じますが、55款教育費につきましては、教育総務費におきまして、嘱託職員の報酬、教材費を追加するものであります。

また、今後、多額の整備費が見込まれます小・中学校や町民会館等の施設改修費のために、教育施設整備基金への積立金を新規計上するものであります。

中学校におきましては、北部中学校の防球ネット設置工事費を追加するものであります。

以上が平成26年幸田町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

次に、第52号議案 平成26年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書の21ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出それぞれ4,607万2,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ7,557万8,000円とするものでございます。

予算説明書28ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入につきましては前年度繰出金の追加のみであり、歳出につきましては30ページのとおり、一般会計繰出金を歳入と同額追加し調整いたしました。

次に、第53号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書の33ページでございます。よろしくお願いたします。

歳入歳出それぞれ1億2,883万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ32億8,699万3,000円とするものであります。

補正予算説明書40ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入につきましては、前期高齢者交付金、前年度繰越金を交付額の確定等により追加するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書42ページをごらんいただきたいと存じます。

後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護給付金を納付金等の確定により減額し、基金積立金におきましては、枯渇している財政調整基金への積立金を計上し、諸支出金におきまして過年度分の精算により国庫支出金等還付金を追加するものであります。

続きまして、第54号議案でございます。平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書47ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出それぞれ163万3,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,871万4,000円とするものであります。

次に、54ページをごらんいただきたいと思います。

歳入といたしましては、社会保障税番号制度のシステム整備に要する費用として一般会計からの事務費繰入金を追加し、保険料繰越金を新規計上するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書56ページでございます。ごらんいただきたいと存じます。

社会保障税番号制度のシステム整備に伴い、委託料を新規計上するとともに後期高齢者医療広域連合納付金を追加するものであります。

続きまして、第55号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書の59ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出それぞれ1,779万1,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ17億1,845万4,000円とするものでございます。

補正予算説明書66ページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、県負担金の過年度分の精算交付と社会保障税番号制度のシステム整備に要する費用として、一般会計からの繰入金及び前年度繰越金を追加し、介護給付費準備基金繰入金の減額で全体を調整するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書の68ページをごらんいただきたいと思います。

総務費につきましては、社会保障税番号制度のシステム整備に伴い、委託料を新規計上し、諸支出金におきましては、過年度精算により国庫支出金等の返還金を追加するものであります。

続きまして、第56号議案 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書71ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ220万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ3億2,475万4,000円とするものであります。

補正予算説明書78ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入につきましては前年度繰越金の追加のみであり、歳出につきましては80ページをごらんいただきたいと存じます。

土地区画整理総務費におきましては、人事異動による人件費を追加するものであります。

詳細につきましては、84ページの給与費明細書を御参照いただけたらと思います。

続きまして、第57号議案 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書83ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は歳入のみでありまして、歳入歳出の予算総額に変更はございません。

補正予算説明書につきましては、86ページをごらんいただきたいと思います。

補正内容といたしましては前年度繰越金を追加し、一般会計からの繰入金を同額減額

するものであります。

続きまして、58号議案 平成26年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書89ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正は歳入のみであり、歳入歳出の予算総額に変更はございません。

補正予算説明書につきましては、92ページをごらんいただきたいと思います。

補正の内容といたしましては前年度繰越金を追加し、一般会計からの繰入金と同額減額するものでございます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時52分

---

再開 午前11時02分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、続きまして、認定第1号から認定第9号までの決算認定について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、本会議で認定に付すものでございます。一般会計から順次説明を申し上げますので、別冊の平成25年度各会計決算書及び平成25年度決算に係る主要な施策の成果の説明書をごらんいただきたいと存じます。

まず、認定第1号 平成25年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、詳細につきましては決算書及び主要な施策の説明書のとおりでございます。

決算書の170ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入決算総額128億3,991万円、歳出決算総額120億9,442万1,000円で、差引額7億4,548万9,000円となりました。25年度につきましては、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源が576万円ありましたので、実質収支額につきましては7億3,972万9,000円となっております。

決算額の増減の大きな費目につきまして説明をさせていただきます。

初めに歳入でございますが、決算書の18ページから65ページ並びに主要な施策の成果説明書の21ページからをごらんください。

平成25年度の税込総額は85億3,827万7,000円で、前年度比10億2,124万6,000円、13.6%の増収となりました。

決算書の18ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、10款町税では、町民税個人分は納税義務者及び課税対象所得の増額等により、前年度比7,733万5,000円、3.5%の増収、法人分につきましては企業業績の伸びや円安等の影響により、前年度比7億6,836万円、120.3%の大幅な増収となりました。

町民税全体では37億2,344万8,000円で、前年度比8億4,569万5,000

0円、29.4%の増収となりました。

固定資産税につきましては、土地と家屋分は相見地区を初め新築家屋の増加によりまして4,975万円、2%の増収となり、償却資産分につきましては設備投資の増加から8,808万4,000円、5.8%の増収となり、固定資産税全体では41億5,632万1,000円で、前年度比1億3,783万4,000円、3.4%の増収となりました。

そのほか軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税につきましては総額で6億5,850万8,000円となり、3,771万7,000円の増収となりました。

20ページをごらんいただきたいと思います。

次に、15款地方譲与税につきましては1億3,168万6,000円で、自動車重量譲与税の減により、前年度に比べ3.9%の減となりました。

次、22ページからお願いしたいと思います。

20款利子割交付金から26ページにわたります33款地方特例交付金までの各種交付金につきましては、景気の回復により配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金が増加し、交付額は総額で6億1,853万円となり、前年度に比べ5,301万9,000円の増加となりました。

26ページからごらんいただきたいと思います。

35款地方交付税につきましては、全体が特別交付税で経済危機対策などにより2,665万1,000円が交付されました。

28ページをごらんいただきたいと思います。

40款交通安全対策特別交付金につきましては567万3,000円でほぼ前年並みとなりました。

45款分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金と養護老人ホームの入所に係る法人及び扶養義務者負担金が主なもので2億382万4,000円で、保育料保護者負担金の増により前年と比べ3.6%の増となりました。

50款使用料及び手数料につきましては、塵芥処理手数料、公営住宅使用料、駐車場使用料が主なもので、2億4,049万2,000円でほぼ前年並みとなりました。

34ページからをごらんいただきたいと思います。

55款国庫支出金につきましては、11億738万1,000円で、前年度比12.8%の増となりました。

主な要因といたしましては、地域の元気交付金の増によるものであります。

次に、38ページからごらんいただきたいと存じますが、60款県支出金につきましては6億1,752万1,000円で、7.2%の増となりました。

主な要因は介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費交付金やあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金の増によるものであります。

次に、48ページをお願いいたします。

65款の財産収入につきましては5,896万7,000円で、195.6%の大幅な増となりました。主な要因は、特別養護老人ホームつつじヶ丘への用地売り払いによるものであります。

次に、50ページをお願いいたします。

70款寄附金につきましては182万8,000円で、文化振興事業等のための指定寄附採納分であります。

52ページからごらんいただきたいと思います。

75款繰入金につきましては4,677万6,000円で、前年度比97%の大幅な減となりました。その要因といたしましては、税収の増加により財政調整基金と教育施設整備基金からの繰り入れを取りやめ、他会計繰入金のみとなったことによるものであります。

次に、54ページでございます。

80款繰入金につきましては7億6,459万7,000円となり、前年度比9,237万5,000円の増となりました。

85款諸収入につきましては、預託回収金、保育所、小・中学校の給食費、実費徴収金などの他の費目に属さない収入であります。ほぼ前年度並みの総額で4億7,770万6,000円となりました。

次に、90款の調査につきましては借り入れを行わず、平成18年度以来7年ぶりに0円となりました。

次に、歳出につきまして主なものを説明させていただきます。

歳出につきましては、その概要を性質別に説明させていただきたいと思っておりますので、主要な施策の成果の説明書14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

まず、性質別の義務的経費であります。人件費は全体で30億9,568万1,000円となり、0.4%の減で、ほぼ前年並みとなりました。

扶助費につきましては16億2,985万8,000円で、2.3%の増となりました。これは、障害者福祉サービス等の増加となったことによるものであります。

公債費は12億1,768万5,000円で、1.2%の減となりました。これは、償還利子の減少などによるものであります。

次に、物件費19億6,778万8,000円で、1%の増となりました。これは、固定資産台帳整備の増が主なものとなっております。

次に、維持補修費につきましては2億4,733万2,000円で、3.8%の増。

補助費等につきましては、町税還付金の減少等により13億4,647万9,000円で、6.4%の減となりました。

次に、積立金におきましては3億1,762万1,000円で、1,970.5%の増となりました。これは、財政調整基金及び教育施設整備基金への積立を行ったことによるものであります。

次に、普通建設事業につきましては10億6,230万4,000円で、前年度に比べ38.7%の減となりました。

主なものとしては、国庫補助事業分としてわしだ保育園園舎増築、坂崎小学校、幸田中学校地震補強・大規模改造、三ヶ根駅前、大池、トイレ改修などを実施しました。また国庫補助事業以外の単独事業では、岡崎市一般廃棄物中間処理施設建設負担金、わしだ保育園園舎大規模改造、総合窓口設置、斎場建設負担金などを実施いたしました。

なお、平成26年度につきましては、子育て支援システム導入事業で1,512万円、永野橋かけかえ建設負担金事業で576万円を次年度へ繰越明許といたしました。

最後に、財政指標につきまして説明いたします。

主要な施策の成果の説明書18ページをごらんいただきたいと思います。

まず、単年度の財政力指数であります。分母であります基準財政需要額の増加によりまして1.07から1.04となり、0.03ポイントの低下となりました。

経常収支比率につきましては95.6%から84.7%となり、10.9ポイント改善いたしました。その要因としましては、分母である経常一般財源が景気の回復によりまして税収の増が主な要因であります。一般的に適正と言われる80%に近い数字となりました。

実質公債費率は9.4%から8.5%と0.9ポイントの減少となりました。これは、下水道事業特別会計への繰出金の減少により準元利償還金が減少したことにより改善したものであります。

以上、一般会計の決算概要でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、特別会計について説明を申し上げたいと存じます。

認定第2号 平成25年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算書の173ページから190ページ並びに、主要施策の成果の説明書123ページからをごらんいただきたいと思います。

歳入決算総額9,452万8,000円、歳出決算総額4,845万5,000円で、差引額4,607万3,000円であります。

歳入につきましては、荻谷小学校拡張用地の一般会計の売払収入921万6,000円や、大草及び芦谷市内で用地売り払いなどの財産収入が主なもので、前年度対比18.5%の減となりました。

歳出につきましては、公共用地の先行取得はなく、一般会計への繰出金が主なものでございます。

次に、認定第3号 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書の193ページからでございます。238ページ並びに主要な施策の成果の説明書135ページからでございます。

歳入決算総額31億5,252万2,000円、歳出決算総額29億7,924万8,000円で、差引額1億7,327万4,000円であります。

歳入につきましては、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金の増加などにより、繰入総額では9,836万4,000円、3.2%の増となりました。

歳出につきましては、療養所費、後期高齢者支援金、介護納付金の増加などによりまして歳出総額では4,035万2,000円、1.4%の増となりました。

次に、認定第4号 平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書241ページから264ページ並びに、主要な施策の成果の説明書は153ペ

ージからをごらんいただきたいと存じます。

歳入決算総額2億7,123万1,000円、歳出総額2億7,079万8,000円で、差引額は43万3,000円となりました。

歳入につきましては、加入者増により保険料は増加しておりますが、事務費繰入金の減によりまして歳入総額は前年度比502万3,000円、1.8%の減となりました。

歳出につきましては、前年度に後期高齢者医療システムの更新が終了したことによりまして、歳出総額で前年度比494万2,000円、1.8%の減となりました。

次に、認定第5号 平成25年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算書267ページから306ページ並びに、主要な施策の成果の説明書161ページからをごらんいただきたいと存じます。

歳入決算総額14億4,266万1,000円、歳出決算総額14億1,748万5,000円で、差引額は2,517万6,000円となりました。

歳入の主な内訳は、保険料の改訂や被保険者数の増加によりまして、第1号被保険者保険料が3億4,289万5,000円、国県支出金及び社会保険診療報酬支払基金交付金の総額が8億7,958万9,000円、一般会計からの繰入金は2億495万7,000円となり、歳入総額で前年度比9,171万9,000円6.8%の増となりました。

歳出につきましては、介護保険サービス利用者の増によりまして、増加した介護給付費及び審査支払手数料全体で13億4,547万9,000円、要介護認定に係る経費として1,833万6,000円、一般管理費賦課徴収事務合わせて1,034万8,000円、地域支援事業費として3,864万9,000円などとなり、歳出総額で前年度対比7,926万4,000円、5.9%の増となりました。

次に、認定第6号 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算書309ページから329ページ並びに、主要な施策の成果の説明書175ページからをごらんいただきたいと思えます。

歳入決算総額2億8,669万5,000円、歳出決算総額2億7,249万1,000円で、差引額は1,420万4,000円となりました。

25年度につきましては、繰越明許費による翌年度への繰り越しすべき財源が1,199万6,000円ありましたので、実質収支額につきましては220万8,000円となっております。

歳入につきましては、主な内訳は都市計画道路整備に係る国県支出金が9,658万1,000円、一般会計からの繰入金が1億300万円、繰越金が1,271万2,000円、町債が7,440万円となり、歳入総額で前年度対比3億6,222万9,000円、55.8%の減となりました。

歳出につきましては、人件費を初めとする総務管理費として1,569万9,000円、移転補償費等の土地区画整理事業費が2億3,264万6,000円となりまして、歳出総額で前年度比3億6,372万1,000円、57.2%の減となりました。

次に、認定第7号 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

についてであります。

決算書331ページから350ページ並びに、主要な施策の成果の説明書は183ページからごらんいただきたいと存じます。

歳入決算総額3億5,898万2,000円、歳出決算総額3億5,041万2,000円で、差引額は857万円となりました。

歳入の主な内容は、新規加入者27件の受益者分担金1,058万4,000円、排水処理施設使用料が8,351万4,000円、繰越金が788万4,000円、一般会計からの繰入金が2億5,700万円となり、歳入総額で前年度対比1,281万2,000円、3.5%の減となりました。

歳出につきましては、職員1人分の人件費を初めとする総務管理費1,067万4,000円のほか、維持管理費として処理場の施設管理・保守点検委託及び管路等の維持補修を行い1億7,498万3,000円、公債費は1億6,475万5,000円となり、歳出総額で前年度比1,349万8,000円、3.7%の減となりました。

次に、認定第8号 平成25年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書353ページから376ページ並びに、主要な施策の成果の説明書191ページからごらんいただきたいと存じます。

歳入決算総額6億8,720万円、歳出決算総額6億7,266万円で、差引額は1,454万円となりました。

25年度につきましては、繰越明許費による翌年度への繰り越しすべき財源が520万円ありましたので、実質収支額につきましては934万円となっております。

歳入の主な内訳は、受益者分担金1億2,909万8,000円、下水道の使用料新規接続増加による2億1,834万円、国庫支出金は事業費の増によりまして、2,290万円、一般会計からの繰入金が2億8,700万円、町債を690万円借り入れし、歳入総額で前年度対比9,986万6,000円、17%の増となっております。

歳出につきましては、職員4人分の人件費を初めとする総務管理費5,484万3,000円のほか、浄化センター利用に伴う汚水処理費負担金などの維持管理費が1億4,156万8,000円、下水道建設事業費は新たな区画整理地区の整備費が増加したことによりまして、1億4,045万3,000円、公債費は3億3,579万6,000円となり、歳出総額で前年度対比9,425万3,000円、16.3%の増となりました。

最後になりますけれども、認定第9号 平成25年度幸田町水道事業会計の利益の処分及び決算認定につきましては、決算書の389ページから425ページ並びに、主要な施策の成果の説明書の221ページからごらんいただきたいと思います。

収益的収入及び支出につきましては、営業収益など6億7,898万6,000円の収入に対し、営業費用など6億2,298万4,000円を支出した結果、5,600万2,000円の収支差引となりました。

なお、損益計算書の当期純利益は5,081万5,000円となり、前年度繰越利益剰余金を加え9,116万9,000円の未処分利益剰余金となりました。このうち剰余金処分計算書(案)に示したとおり、減債積立金から1,590万1,000円を自己資金

に組み入れ、建設改良積立金に4,000万円を積み立て、残高5,116万9,000円を翌年度繰越利益剰余金として繰り越す予定をしております。

また、資本的収入及び支出につきましては、工事負担金収入等に対して建設改良費等を支出した結果、収支差引1億4,248万6,000円の不足となり、これは減債積立金当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定の留保資金として補填いたしました。

以上、平成26年度第3回の幸田町議会定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由を説明させていただきました。慎重に御審議の上、全議案とも可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第9

○議長（大嶽 弘君） 日程第9、決算審査意見の報告を行います。

羽根渕保博代表監査委員から決算審査意見の御報告をお願いいたします。  
監査委員。

〔監査委員 羽根渕保博君 登壇〕

○監査委員（羽根渕保博君） 御指名でございますので、報告をさせていただきます。

去る7月30日から8月12日までの実質7日間にわたり行いました平成25年度の決算審査の結果について申し上げます。

平成25年度幸田町一般会計・各特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに水道事業会計決算の審査に当たっては、町長から提出された決算書、決算に関する附属書類、証書類及び各課等から提出された資料等を照合し、あわせて関係職員の説明を求め聴取するとともに、定期監査、例月出納検査等の結果も参考とし、計数の正確性、事務処理の正否、予算執行上の適否等について審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、その計数は正確であり、予算の執行はおおむね適正であると認められました。

審査の総括的意見といたしましては、お手元に配付させていただきました決算審査意見書の18ページ、第6「むすび」に記載させていただいておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

それでは、その朗読をもって報告にかえさせていただきます。

第6 むすび

平成25年度幸田町一般会計、各特別会計、基金運用状況及び水道事業会計の決算審査の概要は前述のとおりであり、ここに総括的な意見を付して、本審査のむすびとする。

平成25年度の決算における一般会計と各特別会計の決算総額は、歳入191億3,373万円、歳出181億597万円で、前年度と比較し歳入6億4,821万円（3.3%）、歳出7億2,863万円（3.9%）とおのおの減少となっている。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は9億2,776万円で、翌年度へ

繰り越す財源の2,296万円を差し引いた実質収支は10億480万円の黒字、単年度収支においても1億9,666万円の黒字となっている。

一般会計の歳入は、総額128億3,991万円で、前年度と比較し5億3,668万円の減少となっている。町税全体では85億3,828万円、前年度と比較し10億2,125万円(13.6%)の増収となった。町民税については、法人町民税が景気回復等により前年度と比較して7億6,836万円の増となり、全体で8億4,570万円の増収となっている。固定資産税については家屋分で新築増築家屋の増加により4,072万円の増となり、償却資産分においては企業の設備投資により8,808万円の増となり、全体では1億3,783万円の増収となっている。

町税以外で増加となった主な科目は、株式等譲渡所得割交付金及び配当割交付金などであった。

一方、減少となった主な科目は、地方交付税、繰入金及び地方債などである。中でも繰入金が10億2,784万円、地方債が3億6,500万円の大幅な減少となっている。

減少の要因として、繰入金については税収増による財政調整基金繰入金の減、相見駅整備の完了に伴う都市施設整備基金繰入金の減、地方債については平成18年度以来7年ぶりに借入れを行わなかったことによるものである。

一般会計の歳出は総額120億9,442万円で、前年度と比較し5億1,758万円の減少となっている。

主な増減要因を歳出目的別に見ると、減少した費目は、相見駅建設及び自由通路設置事業の終了により総務費で2億5,304万円の減、幸田駅西第2駐車場整備の終了等に伴い労働費で2,035万円の減、国営かんがい排水事業負担金の減少等により農林水産業費で3億、1,228万円の減、相見駅周辺開発整備事業の工事費、下水道特別会計繰出事業の減により土木費で2億1,106万円の減、防災行政無線デジタル化整備、高規格救急車整備の終了等により消防費で1億5,711万円の減少となった。

次に、増加した費目は、わしだ保育園園舎増築大規模改造、里ゲートボール用テント、認知症高齢者グループホーム整備交付金などにより民生費で1億6,027万円の増、大池トイレの改築により商工費で1,579万円の増、坂崎小、幸田小、幸田中の地震補強・大規模改造、教育施設整備基金積立金等で教育費は1億7,343万円の増などが主なものとなっている。

特別会計全体では、歳入総額62億9,382万円、歳出総額60億1,155万円で、歳入1億1,252万円(1.7%)、歳出2億1,105万円(3.4%)とおおの減少となっている。

土地取得特別会計は、歳入2,141万円(1.8%)、歳出4,276万円(46.9%)とおおの減少となった。歳入では、一般会計への用地売払収入が減少し、歳出では一般会計への繰出金の減少が主な要因となっている。

国民健康保険特別会計は、歳入9,836万円(3.2%)、歳出4,035万円(1.4%)とおおの増加している。歳入では、前年の所得が増加したことにより、国民健康保険税は1,270万円(1.4%)増収となったが、療養給付費等交付金、県支出金が減少となった。歳出では、保険給付費が年々増加しているほか、後期高齢者支援金、

介護納付金がそれぞれ増加となった。国保加入世帯は25世帯（0.53%）の増、被保険者は76人（0.86%）と減少している。

後期高齢者医療特別会計は、歳入502万円（1.8%）、歳出494万円（1.8%）とおのおの減少となった。被保険者は93人（2.8%）増加している。

介護保険特別会計は、歳入9,172万円（6.8%）、歳出7,926万円（5.9%）とおのおの増加した。基準額保険料を改正したことにより、介護保険料が2,034万円増加となった。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計は、歳入3億6,223万円（55.8%）、歳出3億6,372万円（57.2%）とおのおの減少となった。平成24年度にて大型補正があり、平成25年度事業を前倒ししたため大幅に減少したことが主な要因となっている。

農業集落排水事業特別会計は、歳入1,281万円（3.4%）、歳出1,350万円（3.7%）とおのおの減少している。歳入では、受益者分担金、使用料及び繰入金がおのおの減少した。歳出では、主に13地区の維持管理費で処理場機能整備を初めとした費用が前年度と比べ5ポイントの減少となっている。

下水道事業特別会計は、歳入9,987万円（17.0%）、歳出9,425万円（16.3%）とおのおの増加となった。歳入では、区画整理事業による受益者負担金、新規接続による使用料、国庫補助金が増加となった。一般会計からの繰入金及び町債は減少となっている。歳出では、区画整理事業区域内の整備区域の増による下水道建設事業費が大幅に増加したほか、下水道維持管理費が増加となった。公債費については、町債の元金償還分が増加し、利子償還分が減少となっている。

未収金については、一般会計、国民健康保険を初めとする6特別会計にわたり、国・県支出金を除く収入未済額の総額は4億3,518万円に達している。前年度と比較して若干の減少が見られるものの、今後も引き続き滞納の未然防止や適正な債権管理を行うことが求められる。未納者に対し個々のケースに応じた適切な接遇を行うことで納入意欲につなげるよう努めるなど、早期かつ計画的な対応を継続する一方で、厳正な法的措置も必要と考える。

水道事業会計は、前年度と比較し、年間総配水量は5.6万立方メートル（1.2%）、年間総有収水量は5万立方メートル（1.2%）とおのおの増加している。総収支比率は108.5%（前年度103.9%）、経常収支比率は108.6%（前年度103.9%）、営業収支比率108.7%（前年度104.1%）となっている。供給単価は147円15銭（前年度146円99銭）、給水原価は140円70銭（前年度147円16銭）となっている。総収益は1.1%増加し、総費用は3.2%減少し、最終純利益は2,692万円の増で、5,081万円となっている。引き続き、安定かつ良質な水の供給に向け、施設の耐震対策、ライフライン機能強化、サービス向上を含めた総合的な事業の取り組みが必要と考える。

主要な財政指標の状況については、単年度財政力指数が1.04（前年度比0.03ポイント減）、公債費率8.3%（前年度比1.0ポイント減）で新規借入を行わなかったことなどにより年々着実に減少している。今後も起債の抑制を図るとともに、将来的な

展望に基づいた計画的な起債に留意されたい。

実質収支比率は9.6%（前年度比1.6ポイント増）、経常収支比率は84.7%（前年度比10.9ポイント減）となり80%を上回っているものの、前年度より大幅に改善され、健全性が向上している。財源資源の有効活用の徹底を基本としながら経費の節減と事業の効率化に引き続き努められたい。自主財源比率は79.5%（前年度比2.6ポイント増）で平成22年度以降、上昇を続けている。

以上を総括し、平成25年度は、法人町民税、償却資産などの固定資産税、たばこ税が大幅に増加したことによって、町税全体でも前年度決算額を上回る増収となり、一部の財政指標においても改善傾向が見られるなど、リーマンショック後の最悪期を脱したものと見受けられる決算内容であった。

日本経済は円安、株高を基調としつつ景気回復に向けた動きが維持されるものの、法人住民税の一部国税化や社会保障関係経費などの義務的経費の増大、さらには消費税率の引き上げが予定されていることなど、本町の行財政運営に関しては油断を許されない状況が依然として続くものと見込まれる。限られた財源を有効に活用し質の高い住民サービスを持続的に提供するため、各種施策の推進に努められるとともに、さらなる事務事業の効率化や行財政運営の指標の見直しなど、住民福祉の向上に一層努力されることを望むものである。

平成26年8月12日

幸田町監査委員 羽根渕保博

幸田町監査委員 内田 等

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

〔監査委員 羽根渕保博君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月11日木曜日午前9時から再開いたしますので、よろしくお願いたします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を引き続き開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。場所は第2委員会室で行いますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

御苦労さまでした。

散会 午前11時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年9月9日

議 長

議 員

議 員